

令和4年度第1回 函館方面松前警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和4年7月15日（金）午前10時00分から午前11時45分まで

2 開催場所

松前警察署 会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 4名（定員5名）

会	長	佐々木	幸夫	
副	会	長	高橋	照代
委	員	櫻庭	節子	
委	員	河野	ちな子	

(2) 警察署員 4名

署	長	荒木	栄	
副	署	長	原田	英成
刑事・生活安全課	長	伊部	暁人	
地域・交通課	長	大室	純子	
警務係	長	（庶務担当）		

4 協議会概要

(1) 会長挨拶

(2) 署長挨拶

(3) 説明事項

令和4年6月末における業務推進状況について

ア 刑法犯認知・検挙状況

イ 特殊詐欺被害状況

ウ 少年非行状況

エ 交通事故の発生状況等

(4) 各委員からの要望・意見に対する松前警察署の取組結果（令和3年度第3回警察署協議会は、対面での開催ができなかったため、書面での情報共有を実施）

ア 車両や家屋等の施錠について

車両の未施錠、鍵の放置は車両盗難の他、その車両を使用した強盗など凶悪犯罪の発生に繋がりがねない他、家の未施錠も侵入窃盗や犯人との鉢合わせによる殺人や傷害事件へ発展するおそれがあり、継続的に施錠の徹底指導が必要であると考えております。

当署では、巡回連絡時や、交通係窓口利用者に対し声掛けによる注意喚起を行

っている他、訪問時に留守宅には、施錠状況を確認のうえ、パトロールカードを投函しており、今後も同活動を継続するとともにあらゆる機会を通じて住民への広報活動を継続して実施してまいります。

イ 街灯新增設等のインフラ整備について

街灯は、道路管理者（北海道開発局や函館建設管理部）や各役場、町内会等により設置、運用されております。

裏道を明るくすることは犯罪抑止に効果がありますが、一律に街灯の設置を要請することは困難なため、犯罪の発生傾向や通学路の点検等を実施の上、必要箇所の把握に努め、各機関への要請を行ってまいりたいと考えています。

ウ サイバーセキュリティに関する相談窓口の拡充について

管内各地区に相談窓口を常時開設することは困難ではありますが、警察相談ダイヤル「#9110」では、24時間警察官が相談に対応しておりますので、同番号の周知を行っていく他、電話での相談では不十分という住民に対してはこれまで通り、警察署・交番・駐在所にて対応をさせていただきます

エ 子供女性高齢者の安全対策の講習について

今年度はこれまで、各小中高校にて防犯教室・避難訓練・不審者対応訓練等の他、高齢者へは各地区での集会等で講話を実施しております。

今後も、未実施の学校での講話等、各種機会を通じて安全対策を実施していく予定です。

さらに、地域に密着した活動をしている民生委員の方々とも連携の上、高齢者世帯への対策も実施していく予定です。

オ いじめ対策について

いじめについては、当署管内でもいつ発生するか分からない問題です。

当署としては、警察相談等で認知した場合は、各教育委員会、学校と連携するとともに、日頃から両町のいじめ対策協議会と情報共有をおこなっており、認知時には迅速に対応してまいりたいと考えております。

カ 特殊詐欺被害防止について

本年における全道の特殊詐欺被害額は5億円を超え、発生があとを立たない状態です。

当署管内で被害の届出はありませんが、架空請求詐欺、還付金詐欺の未遂事件を認知しております。

当署では

- 年金支給日に金融機関での啓発
- 本年4、5月に還付金詐欺集中対策として
 - ・各種イベントにおける啓発活動
 - ・係を問わず金融機関やATM利用者に対する警戒活動

を実施しました。

また、「詐欺電話がきたら#9110」とのキャッチフレーズのもと、警察相

談ダイアルの活用も啓発しております。

引き続き関係機関やコンビニエンスストア等と連携を図り、広報啓発活動の継続的な実施とタイムリーな情報発信を実施してまいります。

キ ヒグマの行動と特性の住民への周知について

警察本部地域企画課発出の資料を元に、ヒグマの特性や食性に関するポスターを作成し、現在ホームページに掲載しており、今後住民への配布等も検討しております。

山菜採りや登山等で山に入る方が増加する季節であり、今後もヒグマによる人身事故を防ぐため、昨年も実施したメロディパトロールを継続実施するほか、出没情報を各町と共有・連携して、防災無線での注意喚起を実施してまいります。

ク 飲酒運転取締りの強化について

飲酒運転は他の車両や歩行者等を巻き込む可能性の高い、悪質違反であり重大事故に直結するおそれがあります。

過去には飲酒運転が起因する重大事故が発生し、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が制定されました。

警察では、住民の皆様からの飲酒運転や無謀運転者の通報制度「飲酒運転ゼロボックス」を設け、運用中となりますが、事件・事故を風化させぬよう、飲酒運転検問の実施や飲酒運転防止に向けた各種啓発活動を継続し実施してまいります。

ケ 速度違反等交通取締りについて

交通取締りは、本年3月の松前町札前での交通死亡事故発生を受け、深夜時間帯における取締りなど、管内の交通事故発生状況等を分析し、時間帯や場所を選定し計画的に実施中となります。

速度違反は事故に直結するおそれがあり、また活動期に入り実勢速度が上昇する傾向があることから、違反の取締りを強化してまいります。

コ 高齢ドライバーや自転車利用者に対する対策について

高齢ドライバーによる交通事故は増加傾向であり、重大事故が発生する前に対策を講じることが急務です。

高齢ドライバーへは、運転免許証の自主返納のための出張窓口の開設、認知機能検査の強化、高齢者に対する安全教育の実施と啓発活動の継続実施をおこなっております。

また自転車利用者に対しては、道内でも自転車と歩行者の事故による重大事故が発生しており、違反した自転車利用者への指導警告と「自転車安全利用5則」の周知と実践に向け講話と啓発活動を実施してまいります。

サ 災害訓練について

住民が参加する防災訓練等は、コロナ禍により中止や規模を縮小して実施しておりました。

しかし、本年は9月に渡島西部広域事務組合による救出救助訓練の他、松前町では住民の避難訓練を再開する方針もあり、松前、福島両町の防災担当者と情報

共有し、連携して実施してまいります。

シ 雪害、地震、津波対策について

当署管内は国道228号1本で各町、各地区と繋がっている状況であり、国道が寸断されると市民生活に多大な影響を及ぼします。

各種災害を監視する災害モニター制度により、当署では松前・福島両町で9名の方々へ委嘱し、各種災害発生や、前兆がみられる際には警察署へ一早く通報していただくこととなっています。

これら災害モニターからの報告は、両町防災担当者、道路管理者との情報共有を行い、早期の住民への周知と避難措置に役立てて行きたいと考えております。

また、津波は、日本海側で大地震が発生した場合、松前町は最短2分で最大26.3メートル、福島町は最短12分で最大8.2メートルの津波が到達することが予想されています。(松前町・福島町発表)

警察官による避難誘導を可能な限り実施しますが、住民の方々には、防災無線やテレビ、ラジオ、スマートフォン等で緊急地震速報や津波の情報を把握した場合には、自身の身の安全を確保する行動をとっていただくよう、両町、各消防署等と連携して防災広報を行ってまいります。

ス 警察官によるパトロールについて

全ての地区に常時警察官を配置することは困難ですが、警察官とりわけ制服警察官の「見せる活動」は各種事故や犯罪の抑制に効果的であり、定期的なパトロールによる見せる警戒活動を今後も継続的に実施してまいります。

(5) 今回の協議会における諮問事項

ア 住民への情報発信について

質 問： より分かりやすい情報発信を行うことができないか

要 望： 現在、住民への情報発信としてミニ広報紙や各町で発行している広報誌、防災無線、ホームページなどがあるが、ミニ広報紙は情報量が多いため読まない住民がいたり、白黒印刷のため字がかすみ読みづらさがある。

ミニ広報紙の記事を減らして伝えたい情報に特化したり、また、ミニ広報紙は回覧されていて手元に残らないので、運転免許の更新情報など必要な情報を各戸に配布している町の広報誌等に掲載することはできないか。

回 答： 管内の住民の方々には御高齢の方も多数おられることから、字が潰れない印刷や漢字・文字数を少なく字を大きくするなど、読みやすい記事を作成するようにしてまいりましたが、今回委員の方からの意見を踏まえ、ミニ広報紙のカラー印刷や、掲載記事の選定、各戸配布も検討してまいります。

また現在は、松前町広報誌へ当署生活安全係が中心となり防犯協会とともに掲載枠を設けて、毎月防犯情報を発信しており、福島町へは防犯情報の広報紙（地域安全ニュース）を回覧板にて回覧しています。

今後は、福島町へ広報紙への防犯情報等の掲載を働き掛け、住民への

よりよい情報発信を行ってまいりたいと考えております。

イ 警察官と各町内会長、民生委員のコミュニケーション強化について

質 問： 警察官と各町内会長や民生委員等とのコミュニケーションを強化することはできないか。

要 望： これまでの取組結果の中で、民生委員との高齢者方訪問があったが、常時同行しての訪問活動には限界があり、地域に精通している各町内会長や民生委員、老人クラブ役員との意見交換が重要であると感じる。

住民への情報発信や地域が抱えている問題など情報共有するためにも日頃からこれらの人とのコミュニケーションを取ることが大事ではないか。

回 答： 本年5月に民生委員の方の御協力を得て、高齢者方への訪問活動を行い、7月にも同様の活動を計画実施予定となりますが、全戸を一緒に訪問することは厳しい状況です。

よって地域に精通している町内会長、民生委員の皆様からの情報は、警察活動に必要不可欠であると考えております。

そのため、日頃からコミュニケーションを取ることが重要であり、巡回連絡、各講話の他、各種会合等を通じ情報共有に努め、警察活動の一層の強化を図っていきたいと考えております。

(6) 懲戒処分事案の説明

(7) 委員からの御意見・御要望

ア 意 見： 自身が経営している飲食店付近に夜間路上駐車車両があり、注意をしてほしい。

回 答： 当署地域係・交通係での警ら活動、交通取締り活動時に駐車違反車両を認知した場合は、広報活動等により車両の移動、運転手への指導警告を実施しておりますが、常時張り付いての警戒はできないことから違反車両を見かけた場合は、警察へ通報をして下さい。

イ 意 見： 通学路における暴走車両の取締りをしてほしい。

回 答： 通学路での速度超過や蛇行運転等は、重大な事故を発生させる可能性が高いことから早急に対応してまいりたいと思います。

違反車両への交通指導取締りのほか、通学時間帯における警ら活動、自治体、道路管理者への警告看板等の設置依頼も検討してまいります。

(8) 今回の協議会における総括

前記(5)、(7)のとおり

- 住民への情報発信
- 警察官と各町内会長、民生委員等とのコミュニケーション強化
- 夜間における路上駐車対策
- 通学路の安全確保

について、各委員より、御要望・御意見をいただきましたので、松前警察署として

取り組んでまいります。

- 5 次回協議会の開催予定について
令和4年11月中の開催を予定しております。

以 上